



2024年11月13日

各 位

会 社 名 関西電力株式会社
代 表 者 名 代表執行役社長 森 望
(コード：9503 東証プライム市場)
問 合 せ 先 経理部長 垣口 裕則
T E L 050-7105-9084

新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関するお知らせ

当社は、2024年11月13日開催の取締役会の決議による委任に基づき、2024年11月13日付の執行役社長の決定により、新株式発行及び自己株式の処分並びに当社株式の売出しに関し、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

【本資金調達の背景及び目的】

当社は、2021年3月に、新たな経営理念として「関西電力グループ経営理念 Purpose & Values」を策定しました。本経営理念は、お客さまや社会にとっての『「あたりまえ」を守り、創る』という存在意義のもと、持続可能な社会を実現することを掲げています。また、当社は、2021年2月に策定した「ゼロカーボンビジョン 2050」及び2021年3月に策定した「関西電力グループ中期経営計画（2021-2025）」を、上記の存在意義の具体化と位置づけ、様々な取組みを展開しています。

このうち、中期経営計画では、取組みの3本柱として「ゼロカーボンへの挑戦（EX:Energy Transformation）」「サービス・プロバイダーへの転換（VX:Value Transformation）」「強靱な企業体質への改革（BX:Business Transformation）」を掲げ、計画で掲げた各種取組みを着実に推進しています。その結果、原子力7基体制の実現やコスト構造改革等により収支は改善し、中期経営計画期間の前半3か年の財務目標をいずれも達成しました。

他方、エネルギー事業は、変革の最中にあります。AI革命、カーボンニュートラル、これらの実現の成否は電気、電化が握っており、当社の成長を加速させる機会と考えております。原子力発電所の運用高度化や電源の高効率化と脱炭素化の取組みを着実に進めます。また、米CyrusOne社との共同出資により設立した関西電力サイラスワン株式会社を通じて、高い成長が期待されるハイパースケールデータセンター事業を拡大し、グループの新たな中核事業に成長させることを目指します。さらに、エネルギー事業、情報通信事業、不動産事業の各分野及び、その3分野が重なり、シナジーを生み出す事業分野において積極的にM&Aを活用してまいります。

今回の新株式発行及び自己株式の処分は、電源の高効率化と脱炭素化に向けた設備投資資金に加えて、ハイパースケールデータセンター事業、情報通信事業、不動産事業等、成長領域の事業拡大に向けた投融资資金及びM&A資金を調達することを目的として実施するものです。また、中長期的には、新たに生み出される追加の負債調達余力が、日本のエネルギートランジションを実現するために必要な成長投資を加速させます。当社は、次世代革新炉等、新しい技術、分野でチャンスをつかみ、成長します。これらの事業成長の成果を、株主の皆さまをはじめとしたステークホルダーの皆さまと共有できるように取り組んでまいります。

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

記

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募集株式の当社普通株式 148,286,600 株
種類及び数
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、2024 年 11 月 26 日(火)から 2024 年 11 月 29 日(金)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、野村證券株式会社及びシティグループ証券株式会社を共同主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。
なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（0.5 円単位として 0.5 円未満の額を切捨てる）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で決定する。
公募による新株式発行に係る募集株式の一部につき、欧州及びアジアを中心とする海外市場（但し、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売されることがある。
当社普通株式を取得し得る投資家のうち個人・事業会社等に対する需要状況等の把握及び配分に関しては野村證券株式会社が行い、機関投資家に対する需要状況等の把握及び配分に関しては野村證券株式会社及びシティグループ証券株式会社が共同で行う。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の 2 営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 2024 年 12 月 2 日(月)から 2024 年 12 月 5 日(木)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の 4 営業日後の日とする。
- (8) 申込株数単位 100 株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本新株式発行に必要な一切の事項については、執行役社長が今後決定する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出し届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

2. 公募による自己株式の処分（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 45,700,000 株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は公募による新株式発行における払込金額と同一とする。
- (3) 募集方法 一般募集とし、引受人に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における処分価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（0.5 円単位として 0.5 円未満の額を切捨てる）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で決定する。なお、一般募集における処分価格（募集価格）は、公募による新株式発行における発行価格（募集価格）と同一とする。
- (4) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における処分価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (5) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の 2 営業日後の日まで。なお、申込期間は公募による新株式発行における申込期間と同一とする。
- (6) 払込期日 2024 年 12 月 2 日（月）から 2024 年 12 月 5 日（木）までの間のいずれかの日。なお、払込期日は公募による新株式発行における払込期日と同一とする。
- (7) 申込株数単位 100 株
- (8) 払込金額、その他本自己株式の処分に必要な一切の事項については、執行役社長が今後決定する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 29,097,900 株
なお、上記売出株式数は上限を示したものである。一般募集（上記 1. 及び上記 2. の一般募集を総称していう。以下同じ。）の需要状況等により減少し、又は本売出しそのものが全く行われぬ場合がある。売出株式数は、一般募集の需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売出人 野村証券株式会社
- (3) 売出価格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格及び処分価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売出方法 一般募集の需要状況等を勘案した上で、野村証券株式会社が当社株主か

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

ら 29,097,900 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。

- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 売 出 価 格、その他本売出しに必要な一切の事項については、執行役社長が今後決定する。
- (9) 上 記 各 号 については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

4. 第三者割当による新株式発行（後記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 募 集 株 式 の 当 社 普 通 株 式 29,097,900 株
種 類 及 び 数
- (2) 払 込 金 額 の 発 行 価 格 等 決 定 日 に 決 定 する。な お、払 込 金 額 は 一 般 募 集 に お け る 払 込
決 定 方 法 金 額 と 同 一 と する。
- (3) 増 加 する 資 本 金 及 び 増 加 する 資 本 金 の 額 は、会 社 計 算 規 則 第 14 条 第 1 項 に 従 い 算 出 さ れ る
資 本 準 備 金 の 額 資 本 金 等 増 加 限 度 額 の 2 分 の 1 の 金 額 と し、計 算 の 結 果 1 円 未 満 の 端 数
が 生 じ た と き は、そ の 端 数 を 切 り 上 げ る も の と する。ま た、増 加 する 資
本 準 備 金 の 額 は、資 本 金 等 増 加 限 度 額 か ら 増 加 する 資 本 金 の 額 を 減 じ た
額 と する。
- (4) 割 当 先 野 村 證 券 株 式 会 社
- (5) 申 込 期 間 (申 込 期 日) 2024 年 12 月 30 日 (月)
- (6) 払 込 期 日 2025 年 1 月 6 日 (月)
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 上 記 (5) に 記 載 の 申 込 期 間 (申 込 期 日) ま で に 申 込 み の な い 株 式 に つ い て は、発 行 を 打 切 る も
の と する。
- (9) 払 込 金 額、増 加 する 資 本 金 及 び 資 本 準 備 金 の 額、そ の 他 本 第 三 者 割 当 に よ る 新 株 式 発 行 に 必 要
な 一 切 の 事 項 に つ い て は、執 行 役 社 長 が 今 後 決 定 する。
- (10) 上 記 各 号 に つ い て は、金 融 商 品 取 引 法 に よ る 届 出 の 効 力 発 生 を 条 件 と する。

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「3. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」及び前記「2. 公募による自己株式の処分（一般募集）」に記載の一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集の事務主幹事会社である野村証券株式会社が当社株主から 29,097,900 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しです。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、29,097,900 株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を取得させるために、当社は 2024 年 11 月 13 日（水）開催の取締役会の決議による委任に基づき、2024 年 11 月 13 日（水）付の執行役社長の決定により、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式 29,097,900 株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を、2025 年 1 月 6 日（月）を払込期日として行うことを決定しております。

また、野村証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から 2024 年 12 月 25 日（水）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数（以下「取得予定株式数」という。）について、野村証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数がある限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

野村証券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

上記の取引に関し、野村証券株式会社は、シティグループ証券株式会社と協議の上、これらを行います。

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

2. 今回の公募による新株式発行及び第三者割当による新株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	938,733,028株	(2024年11月13日現在)
公募による新株式発行による増加株式数	148,286,600株	
公募による新株式発行後の発行済株式総数	1,087,019,628株	
第三者割当による新株式発行による増加株式数	29,097,900株	(注)
第三者割当による新株式発行後の発行済株式総数	1,116,117,528株	(注)

(注) 前記「4. 第三者割当による新株式発行」(1)に記載の募集株式数の全株に対し野村証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字であります。

3. 今回の公募による自己株式の処分による自己株式数の推移

現在の自己株式数	45,707,276株	(2024年10月31日現在)
処分株式数	45,700,000株	
処分後の自己株式数	7,276株	

(注) 当社は、「役員報酬BIP信託」を導入しておりますが、現在の自己株式数には、当該信託口が保有する当社株式(2024年10月31日現在 344,287株)は含まれておりません。

4. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の一般募集及び本件第三者割当増資に係る手取概算額合計上限 504,924,136,255円について、2,399億円を2029年3月末までに電源の高効率化と脱炭素化に向けた設備投資資金に、1,650億円を2027年3月末までにデータセンター事業、不動産事業、再生可能エネルギー事業をはじめとした国内外のエネルギー事業等の成長事業の拡大に向けた投融資資金等に充当する予定であります。

残額についてはM&A待機資金として、2028年3月末までに、エネルギー事業、情報通信事業、不動産事業の各分野及び、その3分野が重なり、シナジーを生み出す事業分野において、成長の更なる進化・拡大を図る為のM&Aに充当する予定であります。現時点においてM&Aの具体的な内容及び金額について決定したものはないため、仮に2028年3月末時点で未充当額が生じた場合、当該未充当額については長期借入金の返済に充当する予定であります。M&A先の選定にあたっては、対象企業の業種・業態に応じて、財務関連や各事業部等の社内関連部署にて多角的な視点から、当該M&Aが戦略に沿うものであるかを調査分析し、M&Aの実行にあたっては、当社取締役会等において、財務への影響、投資回収期間など様々な観点を併せて審議した上で決定いたします。

設備投資資金 2,399億円につきましては、電力広域的運営推進機関が実施する長期脱炭素電源オークションにおいて落札した、LNG火力発電所である南港発電所における高効率コンバインドサイクル機の設備更新資金の一部に2,159億円を、国内最大級の出力を有する揚水発電所である奥多々良木発電所の3・4号機の設備更新資金の一部に70億円を充当する予定であり、また、2024年5月に運転期間を60年とする運転期間延長認可を受けた高浜発電所の既存設備の更新資金の一部に170億円を充当する予定です。

投融資資金等 1,650億円につきましては、当社または当社グループの関係会社等を通

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

じて、データセンター事業へ 450 億円を、不動産事業へ 600 億円を、再生可能エネルギー事業をはじめとした国内外のエネルギー事業へ 600 億円をそれぞれ充当する予定です。なお、データセンター事業への投資につきましては、2023 年 5 月 22 日付で公表した「米 C y r u s O n e 社と関西電力株式会社による新会社の設立」に記載のハイパースケールデータセンター投資計画（開示時点を起点に今後 10 年程度で 1 兆円以上の投資）の一部として実施するものであります。

なお、今回の調達資金を充当予定の設備投資資金にかかる計画は、2024 年 11 月 13 日現在以下のとおりとなっております。

会社名 事業地点名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	資金調達方法 (注)	着工及び運転開始予定		完成後の増 加能力等
					着工	運転 開始	
関西電力株 南港発電所 1～3号機	大阪府 大阪市 住之江区	エネルギ ー事業	火力発電 設備	自己資金、金融機関から の借入金、社債、増資資 金及び自己株式処分資金	2026 年度	2029 年度 以降	出力 1,800 千 kW
関西電力株 奥多々良木 発電所 3・4号機	兵庫県 朝来市	エネルギ ー事業	水力発電 設備	自己資金、金融機関から の借入金、社債、増資資 金及び自己株式処分資金	2026 年度	2030 年度 以降	出力 606 千 kW
関西電力株 高浜発電所 3・4号機	福井県 大飯郡 高浜町	エネルギ ー事業	原子力発 電設備	自己資金、金融機関から の借入金、社債、増資資 金及び自己株式処分資金	2024 年度	2026 年度	出力 1,740 千 kW

(注) 増資資金は、今回の公募による新株式発行及び本件第三者割当増資に係る調達資金であり、自己株式処分資金は、今回の公募による自己株式の処分に係る調達資金であります。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の新株式発行及び自己株式の処分により、財務体質のさらなる強化を図りながら、上記(1)に記載のとおり、投資を進めることで、中長期的な収益の向上に寄与するものと考えております。

5. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は関西電力グループとして企業価値の向上を図り、株主のみなさまに対して経営の成果を適切に配分することを基本とし、財務体質の健全性を確保したうえで、安定的に配当を実施することを株主還元方針としております。

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

(2) 配当決定にあたっての考え方

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会です。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、企業価値の向上に資する新たな成長に向けた事業に投資するとともに、将来を見据えて、財務体質の向上に充ててまいります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期
1株当たり連結当期純利益	96.14円	19.81円	495.09円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)	50.00円 (25.00円)	50.00円 (25.00円)	50.00円 (25.00円)
実績連結配当性向	52.0%	252.4%	10.1%
自己資本連結当期純利益率	5.1%	1.0%	21.8%
連結純資産配当率	2.7%	2.6%	2.2%

- (注) 1. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。
2. 自己資本連結当期純利益率は、親会社株主に帰属する当期純利益を自己資本（連結純資産合計から非支配株主持分を控除した額で期首と期末の平均）で除した数値であります。
3. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産（期首と期末の平均）で除した数値であります。

6. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

① 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
始 値	1,193.0 円	1,141 円	1,294 円	2,205.0 円
高 値	1,226 円	1,429 円	2,390.0 円	2,929.0 円
安 値	1,013.0 円	1,070 円	1,285 円	2,120.5 円
終 値	1,149 円	1,291 円	2,194.5 円	2,448.5 円
株価収益率	11.95 倍	65.17 倍	4.43 倍	—

- (注) 1. 2025年3月期の株価については、2024年11月12日(火)現在で表示しています。
 2. 株価収益率は決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。なお、2025年3月期に関しては期中であるため記載しておりません。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等
 該当事項はありません。

(4)ロックアップについて

一般募集に関連して、当社は共同主幹事会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記の場合において、共同主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。